

別記様式(第4条関係)

国民健康保険高額療養費支給口座登録申請書

令和 年 月 日

浅口市長 様

<input type="checkbox"/> 新規	高額療養費の支給について、裏面の事項に同意の上、下記口座への振込みを依頼します。
<input type="checkbox"/> 変更	高額療養費の支給における指定口座について、裏面の事項に同意の上、下記口座への変更を依頼します。
<input type="checkbox"/> 停止	高額療養費の支給について、指定口座への振込みの停止を依頼します。

(世帯主) 被保険者証の記号番号 岡 87

個人番号

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

※世帯主と口座名義人が同じ場合は、押印を省略することができます。

電話番号 _____

振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通・当座・()	口座番号	<input type="text"/>
	口座名義人	カタカナで記入してください。		

※振込口座の通帳の写しを添付してください。

世帯主と口座名義人が異なる場合に記入してください。

委任欄	上記の高額療養費受領に関する権限を、次の代理人に委任します。			
	令和 年 月 日			
	(世帯主)	住 所	_____	
		氏 名	_____ ㊟	
	(代理人)	住 所	_____	
		氏 名	_____ ㊟	

※裏面の注意事項を確認してください。

1 次の事項に同意し、高額療養費支給口座の登録を申請します。

- (1) 医療費の支払状況等疑義が生じた際は、市から医療機関等に照会する可能性があること。
- (2) 高額療養費の支給後に、医療機関等が算出した医療費等の変更により高額療養費が過支給となり返還額が発生した場合は、市へ返還すること。
- (3) 交通事故等の第三者行為による診療があった場合は、所定の届出を提出すること。
- (4) 国民健康保険税に滞納がある場合は、申請書の提出があっても、指定口座への支給が停止となる場合があること。
- (5) 世帯主が変更し、又は死亡した場合や、国民健康保険被保険者証の記号番号が変更になった場合は、指定口座への支給が停止されること。

2 注意事項

- (1) 口座登録を行った後、高額療養費の支給があるときは、世帯主宛ての支給決定通知にてお知らせします。支給がないときは、通知書の送付はありません。
- (2) 口座番号誤り等により振込みができなかった場合は、市から連絡しますので、振込口座の通帳等を持参の上で、申請書(変更)の提出が必要です。
- (3) 都合により指定口座への支給の停止を希望する場合は、申請書(停止)の提出が必要です。